

三田市教育委員会後援等名義について

申請手続きから事業報告までの手順

- 1 申請書の提出
 - ・ 三田市教育委員会後援等名義使用許可申請書
開催実施1ヶ月前までに提出してください。
- 2 許可・不許可についての通知

原則として、申請書受領後14日以内に通知します。
ただし、教育委員会で判断を要するものは、意思決定後14日以内となります。
- 3 事業実施

表彰状などで教育委員会印の押印が必要な場合は、「三田市教育委員会後援等名義使用許可通知書」を提示してください。
- 4 事業実施報告書の提出
 - ・ 事業報告書
事業実施後14日以内に提出してください。

申請に関する留意点

- 1 それぞれの事業についての趣旨・実施方法・啓発方法などできるだけわかりやすく記載してください。
- 2 申請書のほかに、実施内容のわかるものを添付してください。
- 3 団体においては、規約等を申請時に添付してください。(初回申請時)
- 4 昨年度の活動実績がある場合、活動状況など参考として添付してください。
- 5 有料事業の後援については、申請書に必ず、予算収支を記入してください(別紙でも可)。
- 6 審査において、不許可となる場合もあります。
- 7 許可・不許可の送付先を明確に記載してください。
- 8 申請書の記入にあたっては、『消せるボールペン』を使用しないでください。

お問い合わせ・提出先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市教育委員会 教育総務課 (企画・学校管理担当)

TEL:079-559-5131 FAX:079-563-1343